

令和5年第2回
箕面市農業委員会総会会議録

令和5年2月17日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和5年2月17日(金)
午後1時30分から午後2時08分まで

2. 出席委員(13名)

1 番	稲垣 恵一	2 番	神代 繁近	3 番	川上 加津子
6 番	麻生 忠	7 番	中井 徳治	8 番	牧野 弘
10 番	坂本 豊廣	11 番	岡沢 聡	12 番	尾崎 孝
13 番	稲野 実	16 番	中村 孝三	18 番	中井 啓二
21 番	中井 博幸				

3. 欠席委員(8名)

4 番	笹川 治久	5 番	長澤 昇	9 番	岸本 信夫
14 番	笹川 悦子	15 番	中西 利一	17 番	長澤 均
19 番	加藤 博一	20 番	野口 康夫		

4. 会議録署名委員

16 番	中村 孝三	18 番	中井 啓二
------	-------	------	-------

5. 出席事務局職員

事務局長	松政 秀史	室 長	佐治 功	室長補佐	松本 雅治
グループ長	竹内 亜衣	主 任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

第 8 号 議 案	農地法第4条の規定による許可の件
第 9 号 議 案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第 10 号 議 案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第 11 号 議 案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第 12 号 議 案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第 13 号 議 案	農用地利用集積計画の作成の件
第 14 号 議 案	農用地利用集積計画の作成の件
第 15 号 議 案	農用地利用集積計画の作成の件
報 告 第 3 号	専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報 告 第 4 号	専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報 告 第 5 号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定届出受理)
報 告 第 6 号	農地等状況報告の件

令和5年第2回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和5年第2回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、委員21名中、出席委員は13名です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 加えて、笹川治久委員、長澤昇委員、岸本委員、笹川悦子委員、中西委員、長澤均委員、加藤委員および野口委員の8名から委任状の提出がございます。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、16番 中村委員さん、18番 中井啓二委員さんをお願いします。
- 案件に入ります前に、令和5年第1回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。
- 事務局 先月1月19日開催の総会で、採決されました第1号議案、農地法第4条の規定による許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会に意見聴取を行ったものです。

その内容は、西宿地区の農地を[]に転用するという案件でした。

1月20日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの意見を受けましたので、1月30日に申請者あて、許可書の発行をしましたことをご報告いたします。

議 長

では、案件に入ります。

日程第2、第8号議案、農地法第4条の規定による許可の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第8号議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は、白島[]、地目は、台帳、現況共に[]、面積は[]平方メートルです。

申請人は、[]氏、職業は[]、転用目的は[]、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分についてですが、申請地が、水道管などが埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道にあり、半径500メートル以内に2つ以上の教育施設と医療施設があることから第3種農地となっています。

以上、第8号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中村委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中村委員

第8号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]から西へ約[]メートル、北へ約[]メートル行ったところの西側にある農地です。

申請者の[]氏が、自己所有の[]からの要望を受け、[]を整備されようとするものです。

[]には、[]がありますが、手狭になってきており、自己所有地で、[]からも近く利便性の高いことから申請地を選定されました。

周辺の状況ですが、北側・西側は[] 東側は[] 南側は[]になっており、雨水は自然浸透及び東側の道路側溝へ放流されることから周辺の農業経営に影響はないものと思われまます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

全委員

議長

事務局

議長

牧野委員

議長

全委員

議長

事務局

議長

麻生委員

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第5、第11号議案及び日程第6、第12号議案は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件となります。

それでは、日程第5、第11号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第11号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

買取り申出する土地は、半町■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■氏、申出人は主たる従事者本人です。

申出事由は故障、申出事由が生じた日は令和5年1月6日でございます。

以上、第11号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井啓二委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井啓二委員

第11号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■から北西約■■■■メートルに位置する農地です。

申請人の■■■■氏は、令和5年1月6日に、農作業に従事出来ない旨の診断を医師から受け、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しましたので、証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第6、第12号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第12号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。

買取り申出する土地は、瀬川■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■■、面積は■■■■■平方メートル他■■■■■筆、合計■■■■■筆で面積の合計は■■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■■氏、申出人は主たる従事者本人です。

申出事由は故障、申出事由が生じた日は、令和5年1月16日でございます。

以上、第12号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井啓二委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井啓二委員

第12号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■■の南西約■■■■■メートルに位置する■■■■■筆の農地です。

申請人の■■■■■氏は、令和5年1月16日に、農作業に従事出来ない旨の診断を医師から受け、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■■氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しましたので、証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第7、第13号議案から日程第9、第15号議案までは、いずれも農用地利用集積計画の作成の件となります。

第13号議案及び第14号議案は借り手が同一に関連いたしますので一括して議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

第13号議案及び第14号議案の説明に先立ちまして、第13号議案から第15号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。

これら3件は、いずれも、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

それでは、第13号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料11ページからでございます。

申請地は上止々呂美■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆で面積の合計は、■■■■平方メートルです。

借り手は、■■■■氏、職業は■■■■です。

貸し手は、■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までです。

続きまして、第14号議案につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料11ページからでございます。

申請地は、上止々呂美■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。

借り手は、第13号議案と同一で、貸し手は、■■■■氏、設定する利用権の種類は、使用貸借権、設定期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までです。

以上、第13号議案及び第14号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、尾崎委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

尾崎委員

第13号議案及び第14号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]から国道423号を南に約[]メートル行っところの南側にある[]筆の農地で、貸し手は、[]氏及び[]氏です。

このたび、借り手の[]氏が新たに権利の設定を行うものです。

[]氏は、認定新規就農者で、止々呂美地区内において主に野菜を栽培されており、これからも、問題なく耕作を行っていくものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第9、第15号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第15号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料13ページからでございます。

申請地は、新稲[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

借り手は、[]氏、職業は[]です。

貸し手は、[]氏、設定する利用権の種類は、賃借権（解除条件付）、設定期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までです。

以上、第15号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井徳治委員

第15号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の北西の交差点から西に約[]メートル行ったところの北側にある農地です。

申請地におきましては、現在、借り手の[]氏が利用権設定を受け耕作をされています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、この度、改めて利用権の設定を行うものです。

[]は、今までも主に野菜を栽培されており、しっかり耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作を行っていくものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており問題ないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に報告案件に移ります。

報告第3号から報告第5号の3件の質疑につきましては、後ほど、一括して行います。

日程第10、報告第3号及び日程第11、報告第4号は、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理となります。

それでは、日程第10、報告第3号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第3号につきまして、ご説明申し上げます。議案書3ページ、参考資料は15ページからでございます。

届出地の所在は、小野原東[]、地目は、台帳[] 現況[]、面

積は■■■■平方メートル、他■■筆、合計■■筆で面積の合計は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は、■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年1月24日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第3号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、稲野委員さんに調査内容の報告をお願いします。

稲野委員

報告第3号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の南西約■■■メートルのところにある土地です。

届出人の■■■■氏が、■■■■を整備するため4条の転用届出をされたもので、届出地においては、受理通知以前に着工していたため、指導の後、始末書を添付のうえ受理されたものです。

周辺につきましては、南側は■■■■、東側は■■■■、西側は■■■■、北側は■■■■となっており、雨水は東側の道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第11、報告第4号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第4号につきまして、ご説明申し上げます。議案書4ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地の所在は、栗生新家■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年1月10日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第4号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

坂本委員

報告第4号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[] から東へ約 [] メートル行ったところにある土地です。

届出人は、[] 氏で、届出地においては、昭和49年頃から共同住宅として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、東側、北側、西側は[]、南側は[]となっており、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に日程第12、報告第5号、専決処理の報告の件（農地法第5条第1項第7号の規定による使用貸借権設定届出受理）を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第5号につきまして、ご説明申し上げます。議案書4ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地の所在は、栗生新家[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

被設定人は、[]氏、職業は[]です。

設定人は、[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年1月10日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第5号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

坂本委員

報告第5号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[] から東へ約 [] メートル行ったところにある土地です。

設定人は[]氏で、被設定人の[]氏が、[]を建設するため、使用貸借権を設定されるものです。

届出地は、現在更地ですが、昭和51年頃から共同住宅として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、届出をされました。

周辺につきましては、東側は■■■■、北側、西側は■■■■、南側は■■■■となっており、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

議 長

ただいま報告のありました3件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第13、報告第6号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

神代委員長

〈農地利用最適化推進委員会調査報告〉

事務局

〈次回日程について〉

議 長

これをもちまして令和5年第2回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時08分)

上記は、令和5年第2回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

稲垣 恵一

署名委員

中村 孝三

署名委員

中井 裕二